## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(株)大城組・(株)田中工業特定建設工事共同企業体

(1) 代表構成員 株式会社大城組 浦添市勢理客4-18-5

47-000074 代表者 仲西 聰

(土木特A、建築特A、電気A、管A、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、 しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造 園工事、水道施設工事、解体工事)

- (2) 構成員 株式会社田中工業 浦添市安波茶 3 7 8 205号 47-012372 代表者 田中 広三 (土木A、解体工事)
- 2 指名停止期間

令和5年2月8日 ~ 令和5年3月7日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

4 事実概要

(株)大城組・(株)田中工業特定建設工事共同企業体が受注した、下水道事務所発注の「宜野湾浄化センター第3系2号汚泥消化タンク築造工事(R3-2)」において、令和4年12月1日14時15分頃、張り出し足場上で一次下請業者の作業員が2人1組で6ロット壁配筋の作業中に、足場板がずれ落ちて上段にいた作業員が転落し、下段の作業員に接触した結果、下段にいた作業員が腰椎圧迫骨折を負った。

このことについて、沖縄労働基準監督署から(株)大城組・(株)田中工業特定建設工事共同企業体に対して是正勧告書及び指導票が、一次下請業者に対して是正勧告書が出された。

5 指名停止措置理由

当該事故については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」 別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内